主 文

本件上告を棄却する。

理 由

検察官の職務を行う弁護士片桐章典、同大和田一雄の上告趣意は、事実誤認の主 張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和六一年九月一九日

最高裁判所第二小法廷

_		保	Ш	香	裁判長裁判官
次		圭		牧	裁判官
昭			島	藤	裁判官
輔	之	藤		林	裁判官